

群馬県学校等感染症情報収集システム要綱

1 目的

群馬県では、県内の学校・保育所（以下「学校等」という。）を対象として、国立感染症研究所が運営する「症候群サーベイランス」を利用し、学校等における毎日の欠席状況を収集することで、各地域における感染症流行状況をいち早く把握し、学校等を所管する部署、県保健予防課、保健所、県衛生環境研究所（以下「関係課」という。）医師会などが情報を共有し、感染症発生時の早期の対応を図ることを目的とする。

2 名称

本システムの名称を「群馬県学校等感染症情報収集システム(以下「システム」という。）」とする。

3 対象

- (1) 学校：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校等
- (2) 保育所

4 システムの概要

- (1) 国立感染症研究所が運営する「症候群サーベイランス」のうち、学校や保育所はそれぞれ次のシステムを使用する。
 - ・学校：「学校欠席者情報収集システム」
 - ・保育所：「保育園欠席者・発症者情報収集システム」
- (2) 学校等は、毎日の欠席者状況をシステムに入力すると、その記録したデータによるグラフ化や増加傾向等がわかりやすく把握できる。
- (3) 関係課、医師等はリアルタイムに欠席状況が確認でき、必要に応じ早期に対策を講じることができる。
- (4) システムの推進については、関係課及び医師会等の代表による推進会議において検討する。

5 その他

- (1) 学校等におけるシステムの詳細な運用については、学校等の所管部署でそれぞれ別に定める。
- (2) 医師会等における情報の詳細な活用については、保健予防課で別に定める。
- (3) 国立・私立学校、私立幼稚園及び公立・私立保育所については任意参加とするが、保健予防課及び所管部署においてできる限り導入を働きかけるものとする。

附則

本要綱は、平成24年3月19日から適用する。